

## <北大生協等の調査報告と商慣行是正提言>

LPガス問題を考える会 : 2015年4月に北海道消費者協会・北海道生協連等が中心に結成した「LPガス料金の透明化・適正化」求めて活動している組織  
諸団体との連携を重視し、行政・業界への働きかけ、社会・マスコミへ訴え中です

### ～LPガス問題の本質と問題解決の遅れについて～

2023年03月02日  
報告者 北海道生協連 川原敬伸

# 本日の報告項目

---

1. 消費者にとってのL Pガスの現状
2. この間のいくつかの調査と活動より
3. L Pガス取組到達点と商慣行是正の問題点
4. 商慣行是正に向けた行政・業界・消費者運動への提言

◆本日の報告を通じて、LPガス問題の本質は「過大投資の強要と容認」にあること、早くから問題点の指摘がされながら、業界や関係行政においてその取り組みが遅れているのはなぜかについて迫りたいと思います。

# 1.消費者にとってのLPガスの現状

---

- a. 使い勝手がよく、災害時に強い家庭用エネルギー
- b. 全国に普及し、家庭生活に「なくてはならない」存在
- c. 少子高齢化、独居者増加、過疎化における地域貢献への「期待」
- d. 解決すべき課題 料金の透明化・取引適正化に対する「不信」

と消費者不在の商慣行、急速な普及率低下への「危機感」

～「期待」と「不信」と「危機感」の同居～

## 2.この間のいくつかの調査と活動より

---

### <北大生協調査概要>

- ① 調査時期(16年から5年連続6回目)
- ② データ収集 (オーナー協力で料金表収集と分析)
- ③ サンプル (101件から142件、22年は125件・入居者3,230人)
- ④ サンプル 所在地域(北大周辺の南北1.6km・東西2.0km)
- ⑤ 調査項目 基本料金、2m<sup>3</sup>・5m<sup>3</sup>・8m<sup>3</sup>料金(基本料金含)

◆活動の「原動力・エビデンス」となっています。

## 2-1. 2022年度北大生協調査のまとめと考察

<同一地域内の業者間料金格差は変化なく未解決>

- 基本料金の格差は広がり、5m<sup>3</sup>料金(基本料金含) は  
2.0倍・2.1倍・2.1倍、2.3倍、2.2倍、2.2倍で推移

	基本料金(円)						5m <sup>3</sup> 料金(円)					
	2016年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2016年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
平均値	1,995	2,000	1,998	2,057	2,067	<b>2,077</b>	5,257	5,347	5,405	5,427	5,736	<b>6,128</b>
最高値	2,516	2,916	2,484	2,585	2,775	<b>2,860</b>	7,128	7,479	7,595	8,140	8,725	<b>8,955</b>
最安値	1,080	1,080	1,080	1,100	1,100	<b>1,100</b>	3,607	3,607	3,607	3,607	3,960	<b>4,136</b>
価格差	1,436	1,836	1,404	1,485	1,675	<b>1,760</b>	3,521	3,872	3,988	4,533	4,765	<b>4,819</b>
価格比(高/安)	2.3	2.7	2.3	2.4	2.5	<b>2.6</b>	2.0	2.1	2.1	2.3	2.2	<b>2.2</b>

## 2-2. 2022年度北大生協調査のまとめと考察

---

<北大調査まとめ (複数物件納入業者分析)>

- 同一地域・同一業者内の価格差の要因は何か、価格差ゼロの業者が1社あり、無償貸与はしていないとのこと。
- 3件以上の物件を持っている15の事業者は、98物件にLPガスを提供、内53物件=54.0%で料金が違っていました。
- 一番多数抱えている事業者では、34物件で12種類の料金がありました。配達灯油では、考えられない状況です。

◆販売業者・比較表は次ページへ

# 2-3. 2022年度北大生協調査のまとめと考察

販売業者	物件数 (料金数)		5㎡料金(円)			販売業者	物件数 (料金数)		5㎡料金(円)			販売業者	物件数 (料金数)		5㎡料金(円)		
			2021年	2022年	22/21				2021年	2022年	22/21				2021年	2022年	22/21
A社	5 (2)	平均値	4,687	4,907	105%	F社	9 (5)	平均値	5,062	5,177	102%	K社	3 (3)	平均値	6,377	6,930	109%
		最高値	6,273	6,273	100%			最高値	6,163	6,360	103%			最高値	7,535	8,360	111%
		最安値	4,290	4,565	106%			最安値	4,064	4,315	106%			最安値	5,435	5,445	100%
		価格差	1,983	1,708	86%			価格差	2,099	2,045	97%			価格差	2,100	2,915	139%
		価格比(高/安)	1.5	1.4				価格比(高/安)	1.5	1.5				価格比(高/安)	1.4	1.5	
B社	5 (4)	平均値	7,371	7,715	105%	G社	4 (3)	平均値	6,017	5,893	98%	L社	3 (3)	平均値	5,510	5,785	105%
		最高値	7,821	8,041	103%			最高値	6,446	6,446	100%			最高値	7,590	8,085	107%
		最安値	7,040	7,260	103%			最安値	5,588	5,588	100%			最安値	4,320	4,620	107%
		価格差	781	781	100%			価格差	858	858	100%			価格差	3,270	3,465	106%
		価格比(高/安)	1.1	1.1				価格比(高/安)	1.2	1.2				価格比(高/安)	1.8	1.8	
C社	3 (2)	平均値	5,944	6,486	109%	H社	5 (3)	平均値	5,665	6,105	108%	M社	3 (2)	平均値	5,808	5,917	102%
		最高値	6,902	7,012	102%			最高値	6,655	6,930	104%			最高値	5,857	6,036	103%
		最安値	4,029	5,435	135%			最安値	5,115	5,665	111%			最安値	5,709	5,857	103%
		価格差	2,873	1,577	55%			価格差	1,540	1,265	82%			価格差	148	179	121%
		価格比(高/安)	1.7	1.3				価格比(高/安)	1.3	1.2				価格比(高/安)	1.0	1.0	
D社	5 (1)	平均値	5,565	5,780	104%	I社	34 (12)	平均値	5,419	5,938	110%	N社	6 (2)	平均値	6,719	6,728	100%
		最高値	5,565	5,780	104%			最高値	6,655	6,930	104%			最高値	7,590	6,820	90%
		最安値	5,565	5,780	104%			最安値	4,180	4,675	112%			最安値	6,545	6,710	103%
		価格差	0	0				価格差	2,475	2,255	91%			価格差	1,045	110	11%
		価格比(高/安)	1.0	1.0				価格比(高/安)	1.6	1.5				価格比(高/安)	1.2	1.0	
E社	5 (4)	平均値	5,982	6,510	109%	J社	5 (4)	平均値	7,889	8,209	104%	O社	3 (3)	平均値	6,294	6,415	102%
		最高値	6,880	7,700	112%			最高値	8,725	8,955	103%			最高値	6,815	6,996	103%
		最安値	5,060	5,315	105%			最安値	6,865	7,095	103%			最安値	6,034	6,034	100%
		価格差	1,820	2,385	131%			価格差	1,860	1,860	100%			価格差	781	962	123%
		価格比(高/安)	1.4	1.4				価格比(高/安)	1.3	1.3				価格比(高/安)	1.1	1.2	

## 2-4. 神奈川県消費者の会調査より

---

- ① 調査方法と実施時期 (電話による聞き取り調査)
- ② 調査対象 (県LPガス協会の協力で協会名簿より)
- ③ 公表率の推移 32.9%(19年)・48.1%・65.1%・67.1%(22年)
- ④ 非公開と判定した事例 (今、担当者不在です・HP見てくださ  
いなど、電話調査に応じてくれなかった事業所)
- ⑤ コメント (料金公開は不十分です)

「標準的な料金メニュー」公表は、液石法改正や取引適正化ガイドラインで位置づけられています。LPガス料金は、自由市場の自由料金です。市場経済では、価格は公表が当たり前であり、100%が求められます。

◆市町村別の年度推移一覧の詳細は資料1をご参照ください。

## 2-5. LPガス事業者「懇談会」での声

---

＜懇談会で報告された過大投資強要実態と事業者の感想＞

- ① 過大投資強要はエスカレート
- ② 拒否は新規の入札にも参加できない
- ③ 新たに、紹介料や上納金などに拡大
- ④ 紹介料は1件5万円から15万・20万円に
- ⑤ 「金づる・打ち出の小槌」
- ⑥ 「顧客」は、誰か

◆お願い

エネ庁は2022年度、  
全国100のLPガス事業者  
のヒヤリング調査を実施  
したとお聞きしています。

調査結果の公開と考察を  
お願いいたします。

## 3-1. LPガス問題の到達点整理

＜エネ庁が精力的に動くが、業界の組織的な動きは見えない＞

LPガス問題を考える会のこの間の取組	到達点評価	エネ庁・他省庁・業界の動
①各種調査・分析活動	左側各項目それぞれの取組前進と成果の相乗効果で、全国紙報道・大臣の発言に繋がりました  ◆朝日新聞「LPガス代設備費上乘せ、業界慣行内訳説明義務なし、料金差2倍超」 ◆大臣発言「LPガス販売には解結すべき問題がある事」「取引是正化むけて業界行政・消費者の連携が必要な事」が、  社会の共通認識となりつつあります。	エネ庁は「今一度、LPガスの商慣行の是正に向けた検討を表明」、具体的動きは  ①弁護士事務所による訴訟裁判分析 ②弁護士、販売業者、学識経験者、消費者団体などからのヒアリング調査 ③無償配管・無償貸与問題懇談会などを開催 ④全国100事業所からのヒアリング調査一方、国交省・消費者庁の動きが弱く、LP業界の主体的な自浄作用も弱い、個の動きに留まり、組織的動きは無い
②組織結成と諸団体との連携		
③行政・業界への働きかけ		
④社会・マスコミへの訴え		
⑤消費者の学習・啓蒙活動		

～到達点はLPガス販売の問題点が社会の共通認識になりつつあります～

## 3-2. LPガス商慣行是正の問題点

---

### ① LPガス販売の何が問題か？

- 料金高く価格格差の存在、料金・契約不透明、建設業者・オーナーからの費用を顧客に価格転嫁、省令改正・指針が守られない

### ② どうして、そうなっているのか？

- 過大投資を強要した側・受け入れた側の「利害が一致」し、成功ビジネスモデルとして双方現状維持を望み、長年放置してきた。  
背景に、「消費者軽視」の行政と「顧客無視」のLPガス事業者



～過大投資の「強要と容認」が、根本原因か～

## 4-1. 商慣行是正の取組み課題提言

---

### ① 行政（エネ庁）の取組み課題

- a. LPガス料金と設備費分離の液石法改正は賛成です。
- b. 問題は改正内容の精度向上(既存契約等)と実効性確保です。
- c. 17年の省令と指針が十分守られなかった、原因解明⇒対策は、消費者・LPガス事業者等関係者の理解が得られる内容が「不安と懸念」があります。

**～実効性確保、具体化施策の関係団体との合意形成が重要～**

## 4-2. 商慣行是正の取組み課題提言

---

- ① 行政（エネ庁）の取組み前頁「**不安と懸念**」の続き
  - a. なぜ、法が守られない、行政執行上何が問題か要因分析と対策が必要(総括なき対策は説得力弱い)、罰則規定の検討も
  - b. 液石法の対象はLPガス事業者です。過大投資を強要する建設業者・オーナーなどへの規制が省庁間連携で必要
  - c. エネ庁・LPガス事業者のみ取組では、孤軍奮闘成果は少ない

**～鍵は、省庁間連携推進では～**

## 4-3. 商慣行是正の取組み課題提言

---

### ② LPガス業界・事業者の取組課題

a. LPガス事業を巡る環境変化認識強化(危機意識が必要)

b. 地域にねざし、消費者に支持される新ビジネスモデル創造

c. なぜ、省令や指針は守れないのか、原因究明と対策の立案

～脱落・抜け駆けを出さない、業界の組織的合意形成が重要～

## 4-4. 商慣行是正の取組み課題提言

---

### ③ 消費者の取組み

- a. 学習・調査・分析活動の継続
- b. 行政・業界への働きかけ
- c. 社会・マスコミへの訴え(商慣行是正にマスコミの力の活用)
- d. 公正取引委員会へ再調査打診

**～行政・業界・消費者の連携推進が鍵～**

# 資料 1 神奈川県消費者の会調査一覧表

市町村名	神奈川県LPガス県内販売店 価格公表調査比較(2019/3-4)(2020/7)(2021/6)(2022/6)																2年連続(2021-22) 3年連続(2020-22) 4年連続(2019-22)									
	2019				2020				2021				2022				2年連続公表業者	3年連続公表業者	4年連続公表業者	回答率						
	調査対象	調査	○	×	調査対象	調査	○	×	調査対象	調査	○	×	調査対象	調査	○	×				2019	⇒	2020	⇒	2021	⇒	2022
横浜市	181	179	57	122	179	166	68	98	169	149	99	50	166	135	79	56	60	39	20	31.8%	↑	41.0%	↑	66.4%	↓	58.5%
川崎市	88	86	25	61	86	81	38	43	86	76	53	23	85	68	43	25	32	21	15	29.1%	↑	46.9%	↑	69.7%	↓	63.2%
相模原市	86	85	47	38	86	77	47	30	86	81	56	25	79	69	48	21	40	31	24	55.3%	↑	61.0%	↑	69.1%	↓	69.6%
秦野市	27	27	16	11	27	27	18	9	27	25	14	11	27	25	14	11	11	8	7	59.3%	↑	66.7%	↓	56.0%	↓	56.0%
大和市	16	16	2	14	16	13	4	9	16	12	4	8	16	13	11	2	3	1		12.5%	↑	30.8%	↑	33.3%	↑	84.6%
茅ヶ崎市	21	21	1	20	21	19	12	7	19	19	8	11	18	16	10	6	4	4		4.8%	↑	63.2%	↓	42.1%	↑	62.5%
横須賀市	48	48	6	42	48	43	15	28	43	36	16	20	42	37	17	20	8	5	2	12.5%	↑	34.9%	↑	44.4%	↑	45.9%
座間市	12	9	2	7	12	9	2	7	12	8	6	2	12	1	1	0	1			22.2%	↑	22.2%	↑	75.0%	↑	100.0%
藤沢市	29	28	8	20	29	26	19	7	29	25	17	8	29	24	19	5	11	10	4	28.6%	↑	73.1%	↑	68.0%	↑	79.2%
海老名市	14	14	2	12	13	11	3	8	14	12	7	5	13	10	4	6	2	1		14.3%	↑	27.3%	↑	58.3%	↓	40.0%
伊勢原市	7	7	4	3	7	7	3	4	6	6	6	0	6	6	6	0	5	1		57.1%	↓	42.9%	↑	100.0%	↑	100.0%
葉山町	6	6	3	3	6	6	5	1	6	5	5	0	6	6	3	3	2	2	2	50.0%	↑	83.3%	↑	100.0%	↓	50.0%
逗子市	4	3	3	0	4	4	3	1	3	3	3	0	3	3	2	1	2	2	2	100.0%	↓	75.0%	↑	100.0%	↓	66.7%
開成町	2	2	0	2	2	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0				0.0%	↑	100.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
松田町	2	2	0	2	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2		0.0%	↑	100.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
綾瀬市	14	14	2	12	14	13	1	12	15	8	5	3	15	11	10	1	4			14.3%	↓	7.7%	↑	62.5%	↑	90.9%
二宮町	2	2	2	0	2	2	1	1	2	2	2	0	2	2	2	0	2	1	1	100.0%	↓	50.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
大磯町	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	1	1	2	2	2	0	1			0.0%	↑	0.0%	↑	50.0%	↑	100.0%
山北町	3	3	1	2	3	2	2	0	3	2	2	0	3	2	2	0	2	2	1	33.3%	↑	100.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
愛川町	6	6	2	4	6	6	3	3	6	6	4	2	6	5	4	1	3	3	2	33.3%	↑	50.0%	↑	66.7%	↑	80.0%
南足柄市	6	6	3	3	6	6	5	1	6	6	4	2	6	6	3	3	2	2	2	50.0%	↑	83.3%	↓	66.7%	↓	50.0%
平塚市	41	39	12	27	40	36	17	19	36	31	14	17	36	31	27	4	10	8	5	30.8%	↑	47.2%	↑	45.2%	↑	87.1%
小田原市	29	28	11	17	29	29	13	16	29	25	17	8	29	27	21	6	11	7	2	39.3%	↑	44.8%	↑	68.0%	↑	77.8%
三浦市	12	12	8	4	11	11	5	6	11	10	7	3	11	9	6	3	5	4	2	66.7%	↓	45.5%	↑	70.0%	↓	66.7%
湯河原町	7	7	3	4	7	7	2	5	7	6	6	0	7	4	3	1	3	1	1	42.9%	↓	28.6%	↑	100.0%	↓	75.0%
箱根町	5	5	2	3	5	5	3	2	5	5	3	2	5	3	2	1	1	1		40.0%	↑	60.0%	↑	60.0%	↑	66.7%
中井町	2	2	0	2	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2		0.0%	↑	100.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
厚木市	29	28	5	23	29	28	12	16	28	27	21	6	28	25	18	7	16	9	3	17.9%	↑	42.9%	↑	77.8%	↓	72.0%
鎌倉市	7	7	1	6	7	6	5	1	7	7	4	3	7	7	6	1	4	3		14.3%	↑	83.3%	↓	57.1%	↑	85.7%
大井町	3	3	0	3	3	3	2	1	3	3	3	0	3	3	3	0	3	2		0.0%	↑	66.7%	↑	100.0%	↑	100.0%
真鶴町	3	3	2	1	3	1	0	1	3	3	3	0	3	3	3	0	3			66.7%	↓	0.0%	↑	100.0%	↑	100.0%
寒川町	4	3	1	2	4	4	2	2	4	3	1	2	4	3	3	0	1	1		33.3%	↑	50.0%	↓	33.3%	↑	100.0%
計	718	703	231	472	711	655	315	340	688	608	396	212	674	560	376	184	256	173	95	32.9%	↑	48.1%	↑	65.1%	↑	67.1%

## 資料 1 公正取引委員会の動き

---

- ① 1999年公正取引委員会は、LPガス販売実態調査を実施
  - a. 解ったこと
  - b. 懸念し、指摘したこと
  - c. 2022年11月8日、独占禁止懇話会での公取企業取引課長談
    - ◆ **24年前の公取調査に基づき、関係省庁が連携して商慣行是正に取り組んでいたなら、今日のLPガス問題は無かったかも！！**
- ② この間、北海道で起こっている事
  - a. 噂でなく、紹介料提供で業者切り替え誘導のチラシ配布
  - b. 実名による過大投資強要被害者の新聞報道
- ③ 公正取引委員会へ再調査の打診

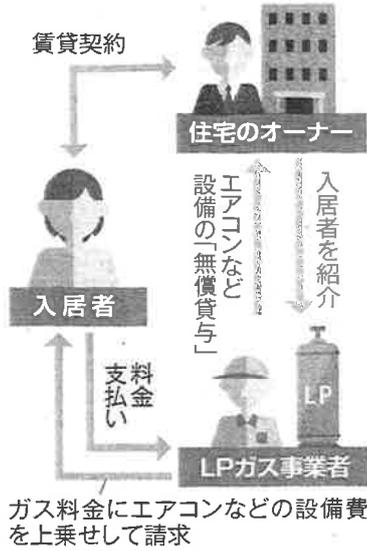
# LPGガス割高改善せず

賃貸集合住宅のLPGガス料金に、エアコンなどガスとは無関係の設備費を上乗せする慣行が、業界で続いている。LPGガス事業者が住宅オーナーなどから契約あつせんの見返りに費用負担を求められ、負担分を月々のガス料金に上乗せして入居者から徴収する仕組みだ。同じ地域でガス料金に2倍以上の差が生じている例もあり、消費者へのしわ寄せが問題視されている。

(三坂郁夫)

## 賃貸集合住宅

### 賃貸集合住宅でLPガス料金に設備費を転嫁する仕組み



「お客さんの負担が増え、市社長(53)は、オーナーがするのは嫌だった」。札幌市から求められた設備費の負担の奈良木燃料店の奈良木誠を断った経緯を語る。

## エアコンや便座 業者が負担

同店は、市内にある8戸の賃貸集合住宅の入居者に、40年以上LPGガスを販売してきた。だが今年6月に建物のオーナーが変更。新オーナーからエアコンやドアホン、洗浄便座などの無償提供を迫られたという。

1戸当たりの費用が20万〜30万円もかかるため要求を断ったところ、ガス契約は設備の無償提供を申し出た別の会社に切り替えられた。奈良木さんは「ガス給湯器だけなら企業努力でなんとかなるが、それ以上の負担分はガス料金に転嫁せざるを得ない」と苦渋の決断だったことを明かす。

こうした慣行は業界で「無償貸与」と呼ばれる。LPGガス事業者が営業活動の一環で、賃貸集合住宅のオーナーにガス給湯器やガスコンロを無償提供したこ

## 料金に転嫁 入居者しわ寄せ

とが始まりとされる。全国的に問題視されており、経済産業省の2021年度の調査によると、建物管理者を含む賃貸集合住宅のオーナーからの要求に応じて機器の負担をしたことが「ある」と回答したガス事業者は約6割に上った。外壁工事やテレビまで負担したと回答した事業者もいた。

過剰な無償貸与は、入居者が支払うガス料金の格差を生み出す。北大生協が北大周辺の賃貸物件110棟を対象に行った21年度の調査によると、基本料金を含む月間使用量5立方分の料金は最高8725円、最安3960円で、約4765円の差があった。価格差は4年連続で2倍を超え、年々広がっている。

調査した9社のうち8社で賃貸物件によって料金に違いがあり、同じ業者の物件間の価格差は最大3千円に上った。同一業者でも物件により設備費の負担状況や転嫁の程度が異なるためとみられる。

道内の消費者団体でつくる「LPGガス問題を考える会」(札幌)事務局の川原敬伸さんは「同じような配達条件にある灯油と比べ、考えられない料金格差がある」と話す。

差が生じるのは料金内訳の説明がガス事業者に義務付けられていないことも大きい。料金体系の主流は基本料金の中に設備費を含むもので、設備費を明示する事業者は少ない。経産省と国土交通省は昨年6月、賃貸集合住宅の契約者が入居する前に、ガス料金の内訳を説明するよう関係団体に通知したが、努力目標にとどまる。

エネルギー政策に詳しい国際大の橋川武郎副学長は「LPGガス料金にガスとは関係ない設備費を含めることは、法律で禁止するべきだ」と指摘。設備費の明示を義務化する必要性も訴えている。

## 資料 2 公正取引委員会の動き

---

### ① 前頁、公取調査「LPガス販売実態調査」の続き

#### ◆ 解ったこと(商慣行の不透明性・適正価格問題は、今も続いています)

a.消費者の6割以上が高価格と感じている b.契約時に料金表を受け取った消費者は3割 c.販売業者の3割が建設業者等に紹介料を支払うことが或る d.半数以上の販売業者がガス器機の無償貸与や貸与を経験 など

#### ◆ 警鐘

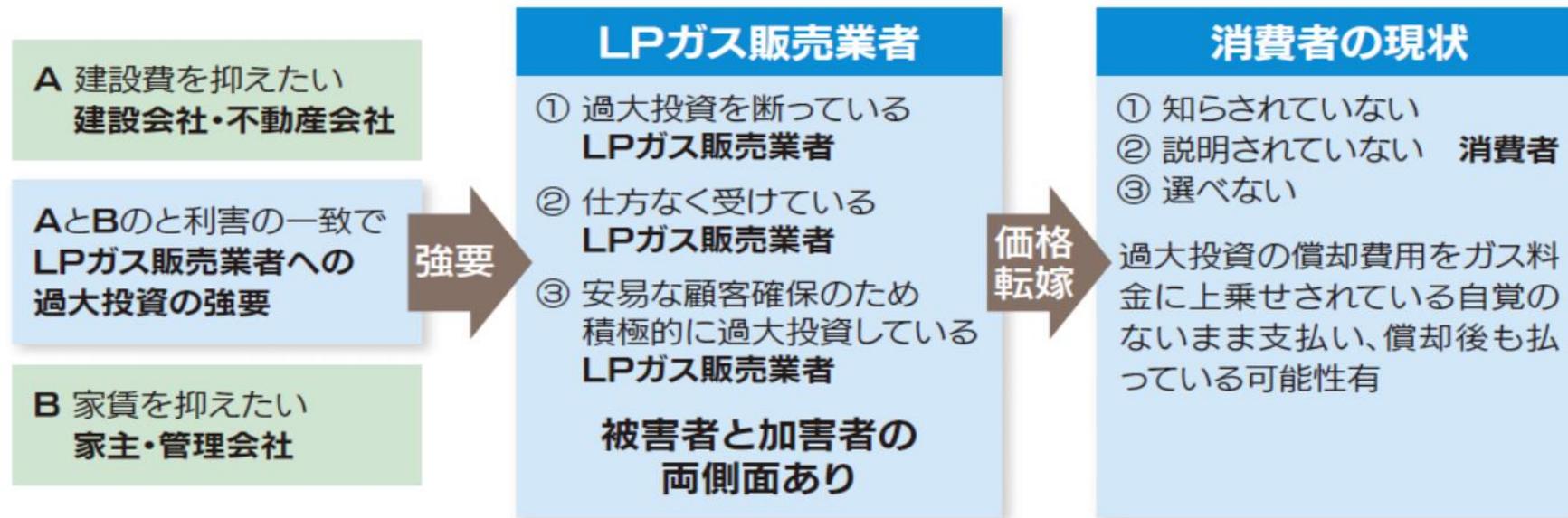
「紹介料支払い」は、それ自体直ちに独禁法上問題を生じるものではないが不当に高額な紹介料を支払う等により顧客を獲得する場合には、不公正な取引方法として独占禁止法上問題を生じることも考えられる。ガス器具の無償提供等行うことについても、これと同様と指摘

#### ◆ 22年11月8日、独占禁止懇話会でのやり取り

委員の「プロパンガス取引には、独禁法上問題があるのでは」の質問に、公取は「プロパンガスは十分に注視していきたい。1999年にも実態調査報告をやっている」と回答

## 資料3 構造的課題点の定式化

### 特に集合住宅における価格差の構造理解、過大投資

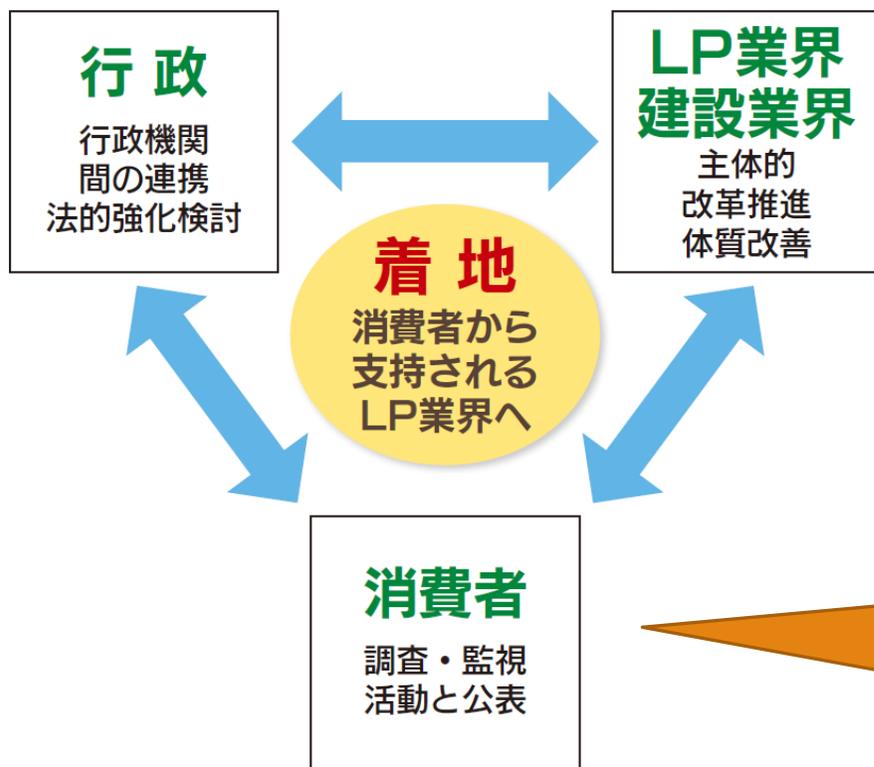


戸建て住宅も集合住宅も無償配管などへの  
過大投資の資金回収は、LPガス料金に上乗せが慣習！

「過大投資の強要とその受け入れ」容認が根本原因

## 資料4 行政・業界・消費者の連携が大切

〈改革推進には行政・業界・消費者の連携が大切〉



消費者は、地域にねざし、消費者からは、支持されるLPガス事業を望んでいます。

**配布資料及びLPガス問題についてのお問い合わせ先**

**北海道生活協同組合連合会**

**〒003-0803**

**北海道札幌市白石区菊水3条4丁目1-3**

**こくみん共済coop北海道会館 4階**

**電話 011-841-8601**

**担当者 川原敬伸(LPガス問題を考える会事務局)**

**E-mail [t.kawahara@sapporo.coop](mailto:t.kawahara@sapporo.coop)**